

## 第21回守口市子ども・子育て会議 議事録

### ○議 事 日 程

平成30年2月2日（金）午後2時開会～午後4時閉会

### ○開 催 場 所

守口市市役所6階 研修室602

### ○出 席 委 員 （13名）

黒川 清  
木下 隆志  
萩原 朋子  
森園 泰子  
河田 英子  
邨橋 雅廣  
上野 育子  
藤村 喜代美  
下江 弘子  
高橋 恵美子  
山本 大介  
正木 敬二  
郡司 弘子

### ○市 出 席 者

こども部長	大西
こども部次長	田中
こども政策課長	米田
こども政策課主任	辻本
こども政策課主査	松永
こども政策課	柴田
保育・幼稚園課長	西口
保育・幼稚園課課長代理	大下
保育・幼稚園課主任	瀧口

保育・幼稚園課主任	藤本
保育・幼稚園課主幹	松原
放課後こども課長	西川
子育て支援課長	樋口
子育て支援課課長代理	岡田
子育て支援センター長	西井

## ○案 件

(1) 開会

(2) 議題

- ①守口市子ども・子育て会議設置条件の改正の報告について
- ②守口市子ども・子育て会議認可部会の設置について
- ③守口市子ども・子育て会議運営要領及び部会設置要領について
- ④「守口市子ども・子育て支援事業計画」第6章の量の見込み及び確保  
方策における中間年の見直し後の数値について

(3) その他

事務連絡

(4) 閉会

~~~~~  
◇ 午後2時 開会

○会長 お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまから第21回守口市子ども・子育て会議を開催いたします。

まず初めに、事務局から本日の出席委員について報告を求めます。事務局、お願いします。

○事務局 本日は12名の御出席でございます。

○会長 ありがとうございます。ただいま報告がありましたとおり、定足数は超えていますので、会議は成立しています。

今回の議事録の署名委員は郡司委員と高橋委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは最初に、事務局から配付資料の確認をしていただこうと思います。事務局、お願いします。

○事務局 本日の配付資料の説明を行わせていただきます。

資料1は、A4サイズの1枚もの、「守口市子ども・子育て会議委員名簿」です。資料2は、A4サイズで両面刷りの1枚もの、「守口市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例」です。資料3は、A4サイズの1枚もの、「守口市子ども・子育て会議認可部会の設置について」です。資料4は、A4サイズで両面刷りの1枚もの、「守口市子ども・子育て会議運営要領（一部改正案）」です。資料5は、A4サイズの1枚もの、「守口市子ども・子育て会議 特定教育・保育施設等重大事故検証委員会設置要領（案）」です。資料6は、A4サイズの1枚もの、「守口市子ども・子育て会議認可部会設置要領（案）」です。資料7は、A4サイズで両面刷り20枚の冊子1部もの、「守口市子ども・子育て支援事業計画（第6章）」量の見込みと確保方策の中間年の見直しについて」です。

以上でございます。

○会長 資料の不足等はありませんでしょうか。大丈夫ですか、よろしいですか。

そしたら議題のほうに入りたいと思います。1番目の議題は、これは審議というよりも報告ですけれども、守口市子ども・子育て会議設置条例の改正の

報告について、こども政策課から報告を、説明をいただきたいと思います。  
事務局をお願いします。

**○事務局** それでは議題1、守口市子ども・子育て会議設置条例の改正の報告について御報告申し上げます。恐れ入りますが、お手元の資料2を御参照ください。平成27年4月から本格的にスタートした子ども・子育て支援新制度に伴い、子育て世帯の期待感から利用申し込みが増加し、また本市におきましては、平成29年4月から幼児教育・保育の無償化を実施しております。このため、今後の保育事業に備えるため、保育施設における定員弾力化、小規模保育事業所の新設認可等を精力的に進めておりますが、これらに加えて、このたび、保育枠確保のさらなる方策として、広く民間事業者による保育施設の新規設置の受付・認可についても進めていく必要があると考えております。保育所の設置に係る認可等の事務については既に本市は大阪府から権限移譲を受けておりますが、当該認可を行おうとするときは、児童福祉法の規定により、あらかじめ児童福祉審議会の意見を聴かなければならないことと定められております。

つきましては、守口市子ども・子育て会議を、児童福祉法第8条第3項に基づく児童福祉に関する事項の調査審議を行う合議制の機関として明確に位置づけるため、守口市子ども・子育て会議の条例の一部を改正したものです。それでは、主な改正内容につきまして御説明申し上げます。

第1条ですが、守口市子ども・子育て会議を、児童福祉法第8条第3項に規定する合議制の機関として位置づけるものでございます。第2条ですが、その所掌事務を定めるものでございます。改正につきましては、去る12月21日に市議会において条例が可決され、12月21日に交付、施行されております。

以上、まことに簡単な説明ではございますが、御報告をさせていただきます。

**○会長** ありがとうございます。今の御説明に対して、何か御意見、質問等ございますでしょうか。

要は、今までは、この会議というのが内閣府でしたっけ、内閣府の法律と、今度、児童福祉法の両方の法律に縛られるという、そういう解釈でいいんで

すね。

○事務局 会長のおっしゃるとおりでございます。

○会長 だから両方の縛りを受けるということになります。よろしいでしょうか。

続きまして、実はもう既に、本来的にはこの会議がなかったらだめだったところもあるんですけども、2月、3月ぐらいに、今度は新しい小規模等の設置とかそういう問題がありますので、早急にこの部会の設置について考えていかなきゃならないということになっております。それで議題の第2番目に移らせていただきますけど、この子ども・子育て会議認可部会の設置について議論を進めていきたいと思えます。条例改正によるこの子ども・子育て会議の、児童審議会としての役割を持つということなので、それを担う部会としての認可部会を設置したいと思えます。それで、事務局のほうからまず説明をしていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○事務局 それでは議題2、守口市子ども・子育て会議認可部会の設置について御説明申し上げます。資料3を御参照賜りたいと存じます。

守口市子ども・子育て会議ですが、先ほど議題1で御説明させていただきましたとおり、条例改正により、今後、市が保育所の設置に係る認可等を行おうとする場合には、児童福祉法の規定により、あらかじめ守口市子ども・子育て会議の意見を聴く必要があります。このことから、より専門的な見地による調査審議を行うため、守口市子ども・子育て会議設置条例第7条の規定に基づき、守口市子ども・子育て会議に認可部会を設置しようとするものです。

認可部会の所掌事務ですが、①家庭的保育事業等の認可に関すること ②保育所の設置の認可に関すること ③児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所及び児童館に限る。）の設置者に対する業務の停止命令に関すること ④認可外保育施設の事業の停止命令又は施設の閉鎖命令に関することの4事項についての調査審議でございます。

委員構成（案）につきましては、お示ししてとおりでございます。専門委員ですが、案件に応じて、必要があれば専門委員を委嘱することとしたいと考えております。

なお、部会の運営については、当部会は守口市子ども・子育て会議の部会であることから、守口市子ども・子育て会議運営要領及び守口市子ども・子育て会議傍聴要領を準用することとなります。

以上、まことに簡単な説明でございますが、よろしくお願ひ申し上げます。

○会長 御説明ありがとうございます。何か質問等ございますでしょうか。

○委員 委員です。質問ではないんですけども、ぜひちょっと、この部会で会議されるときに念頭に置いていただきたいことをお願ひしてよろしいでしょうか。

こども園になったときに、既設の幼稚園、保育園がすぐ近くで、壁1枚のところできてたということがあるんですね。今後新しく新設されるのであれば、できるだけ地域を分散して、地域の人が利用しやすいような配置になるとか、そこらの配置のことは十分検討していただいて、やっていただけたらいいかなと思います。それだけ特にお願ひしたいなと思います。

○会長 ほかに御意見ないでしょうか。承りました。

それと、最終的な決定機関ではないので、決定権は市長ですね。だからそういう意味で、上申というか形になると思うので、そういう形でやっていきたいと思います。何か、ほかに御意見ございませんでしょうか。ないですか、いいですか。そしたらこれで一応、第2番目の議題を終わらせていただきます。こういう形でやらせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。委員の先生方よろしくお願ひいたします。

そしたら、第3番目の議題に移りたいと思います。この2番目の議題にかかわるんですけども、守口市子ども・子育て会議運営要領及び部会設置要領について説明を受けたいと思います。事務局、続いてお願ひします。

○事務局 それでは、守口市子ども・子育て会議運営要領及び部会設置要領について御説明申し上げます。

まず初めに、資料4、守口市子ども・子育て会議運営要領（一部改正案）を御参照賜りたいと存じます。守口市子ども・子育て会議運営要領ですが、こちらは以前から定めさせていただいているものでございます。

今回の改正目的ですが、これまで明文化されていなかった部会の設置について運営要領に明文化しようとするものです。なお、今回の改正箇所につい

ては下線でお示ししております。

改正内容でございますが、第4条第1項に、守口市子ども・子育て会議設置条例第7条の規定に基づき、子ども・子育て会議の決定により部会を置くことができる」と規定し、また第2項で、会長又は委員は部会の設置について発議することができる」と規定することで、部会は、子ども・子育て会議の決定により設置されること及び部会の設置を発議できるものを要領に明文化しようとするものです。そのほか、第1条、第2条第1項、第3条第3項、第5条に関しましては文言整理でございます。

以上が、運営要領の一部改正案についてのご説明でございます。

次に、資料5、守口市子ども・子育て会議特定教育・保育施設等重大事故検証委員会設置要領（案）を御参照賜りたいと存じます。重大事故検証委員会ですが、平成29年3月14日に、子ども・子育て会議の決定により、既に設置されている部会でございます。今回、要領を制定することで、当該部会の所掌事務、会の運営について明文化しようとするものです。

第1条は重大事故検証委員会の設置を、第2条は重大事故検証委員会の所掌事務を、第3条は委員長の職務や委員長に事故があるときの職務代理などを、第4条は会議の招集や開催要件などを、それぞれ定めるものでございます。

附則でございますが、子ども・子育て会議終了後、速やかに施行するものでございます。

続きまして、資料6、守口市子ども・子育て会議認可部会設置要領（案）を御参照賜りたいと存じます。認可部会でございますが、先ほど、子ども・子育て会議の決定により設置された部会でございます。要領を制定し、当該部会の所掌事務、会議の運営について明文化しようとするものです。

第1条は認可部会の設置を、第2条は認可部会の所掌事務を、第3条は部会長の職務や部会長に事故があるときの職務代理などを、第4条は会議の招集や開催要件などを、それぞれ定めるものでございます。

附則でございますが、子ども・子育て会議終了後、速やかに施行するものでございます。

以上、まことに簡単な説明でございますが、よろしく願い申し上げます。

○会長 ありがとうございます。ただいまの説明に関して何か御質問等がございませんでしょうか。

1ついいですか、素朴な質問。これ廃止の規定はつくらなくていいの。

○事務局 今回、会議の運営を、要領という公文形式でつくらせていただいているんですけども、通常、公文形式でつくるときは時限立法という形でつくるときもあるんですけども、通常は時限立法を設けないという形で作ります。その趣旨といいますか考え方でですけども、確かに親会議の任期が終わった段階で、要はその要項自体、決めてきたルールを全てなくしてしまうという、そういった考え方もあろうかとは思いますが、そうするよりもむしろ、運営要領、そもそも時限立法という形になっておりませんが、そういった会議の中で培われてきました運営のルールというものは一定残しといった形で、またメンバーが変わってもそこでお示しすることによって、新たにそれを土台として議論していただき改正するところは改正していただくと、そういう意味で時限立法は設けておりません。

以上でございます。

○会長 だからこれ、第4条で部会の設置はあるけど、部会の廃棄というか、それをなくすという規定はつくらなくても、通常はいいんですね。

○事務局 通常は。

○会長 つくらない。

○事務局 当然ながら、部会の設置につきまして、子ども・子育て会議の決定により置くことができるという形で規定させていただいておまして、それは当然の解釈といいますか、廃止につきまして、要は部会の設置が既に要らなくなったという決定も、当然子ども・子育て会議の中でできますので、その部会の性質といいますか、審議する内容によりまして適宜廃止ということとはしていただけます。

以上でございます。

○委員 済みません、ちょっと申しわけない、私がかうかとしてて。認可部会のことについてもちょっとよろしいですか。

○会長 はい、いいですよ。

○委員 先ほども、事前の認可はどういうふうな形だと、そちらのほうばか

りちょっと考えてたんですけども、委員構成の中に公立の保育所さんが入っておられるので、できたら民間もお願いしたいというのが1つ。もしそれが無理であるならば、専門委員として、その都度でも結構なので、声をかけていただけたらと思います。ちょっとその点だけお願いしたい。

○会長 その辺はどうしますか、事務局としてはどう考えてますか、まず。休憩しますか、休憩したいそうです。

○会長 再開させていただきます。

そしたら一応案としては、案をそのまま了承というか、委員構成はこの形でいきたいと思います。それで、必ず関係各位の意見を聞く、そしてその人たちの意見が言える機会をできるだけ持つということでやっていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

そしたら、ちょっと今日、今からがちょっと大変かもわかりませんが、最後の議題に移りたいと思います。ちょっとこれが大変かもしれませんが、第4番目の、何回もちょっといろんなことがあってトラブっております。子ども・子育て支援事業計画（第6章）、量の見込み及び確保方策について、中間年の見直し後の数値について説明を受けたいと思います。事務局お願いします。

○事務局 それでは、議題4、「守口市子ども・子育て支援事業計画（第6章）」の量の見込み及び確保方策における中間年の見直し後の数値について御説明申し上げます。

前回の会議から、確保方策の数値を一部変更させていただきましたので、変更のあった部分についてのみ、順に御説明させていただきます。15ページを御覧ください。教育・保育の1号認定子どもについてでございます。中部エリア②確保方策の特定教育・保育施設でございますが、平成30年度の見直しの数値を119枠に変更させていただきました。これは、平成30年4月から、民間移管園1園において前回の会議から定員の変更が生じたことにより、前回の116枠から3枠増加したものでございます。その結果、市全体においても3枠の増加となっております。また、平成31年度でございますが、平成30年度と同様に、中部エリアの特定教育・保育施設が前回から3枠増加し113枠となり、それに伴い、市全体においても3枠の増加と

なっております。

量の見込みに対する確保方策は、30年度、31年度ともに前回と変わらず十分に足りていることとなります。

次に16ページをごらんください。2号認定子どもについてでございます。こちらについては東部エリア及び中部エリアで変更させていただいております。まず、東部エリア②確保方策の平成30年度の見直しの数値ですが、788枠に変更させていただいております。これは、既存園1園において前回の会議から定員の増加があったことから、12枠増加し、前回の776枠から788枠に変更したものでございます。

次に中部エリア②確保方策の平成30年度の見直し後の数値ですが、475枠に変更させていただいております。これは、先ほど1号認定子どもところで御説明させていただきました、民間移管園1園で定員変更が生じたことによるものです。この変更については、2歳及び3歳の枠を増加させるために、4歳及び5歳の枠を減少させるというもので、結果としてマイナスとなっておりますが、3歳だけで見ると増加となっております。この結果、見直し後の数値を前回から9枠減少させ、484枠から475枠に変更しております。

なお、以上の東部エリアの12枠の増加及び中部エリアの9枠の減少に伴い、市全体としては3枠の増加となっております。また、平成31年度については、平成30年度と同様の変更となっております。

量の見込みに対する確保方策は、平成30年度、31年度ともに前回と変わらず、一部のエリアにおいては不足しておりますが、市全体としては足りていることとなります。

次に17ページをごらんください。3号認定子ども、ゼロ歳についてでございます。こちらについては、中部エリア及び南部エリアで変更させていただいております。中部エリア②確保方策の特定地域型保育事業の平成30年度の見直し後の数値ですが、前回の36枠から6枠増加し、42枠に変更させていただいております。

また、南部エリア②確保方策の特定地域型保育事業の平成30年度の見直し後の数値についても、前回の26枠から6枠増加し、32枠に変更させて

いただいております。

これは、平成30年度4月1日付で、中部エリアに1つ、南部エリアに1つ、計2つの小規模保育事業所を新規に認可させていただき予定としているためでございます。その結果、中部エリア及び南部エリアそれぞれ6枠の増加に伴い、市全体においては12枠の増加となっております。

次に、中部エリア②確保方策の特定地域型保育事業の平成31年度の見直し後の数値でございますが、平成30年4月の6枠増加に加え、さらに平成30年9月に小規模事業保育所1施設を新規に認可させていただき予定となっております。この結果、平成31年度は、平成30年度からさらにゼロ歳の枠が6増加し、48枠となります。

南部エリアでございますが、平成30年度中の新規認可は現時点では見込まれず、平成30年度と同様、前回の26枠から6枠増加し、32枠となっております。

その結果、中部エリア及び南部エリアの増加に伴い、市全体においては18枠の増加となっております。量の見込みに対する確保方策は、平成30年度、31年度ともにマイナス幅は少し減少しましたが、前回と変わらず全てのエリアにおいて不足していることとなっております。

18ページをごらんください。3号認定子ども1歳及び2歳についてでございます。こちらにつきましても、中部エリア及び南部エリアで変更させていただいております。

中部エリア②確保方策の特定教育・保育施設の平成30年度の見直し後の数値ですが、前回の191枠から6枠増加し、197枠となっております。またその下、特定地域型保育事業における数値も、前回の103枠から13枠増加し、116枠となっております。

また、南部エリアの特定地域型保育事業の平成30年度の見直し後の数値ですが、前回の65枠から13枠増加し、78枠となっております。これは、中部の特定教育・保育施設においては、1号認定及び2号認定で御説明させていただきました、民間移管予定園の1園で定員変更が生じたことによるものでございます。

また、特定地域型保育事業においては、先ほど3号認定子どもゼロ歳で御

説明させていただきましたとおり、中部エリアに1つ、南部エリアに1つ、計2つの小規模保育事業所を新規に認可させていただく予定としているためです。

ともに、1歳の枠は6、2歳の枠は7で予定しております。その結果、中部エリア及び南部エリアの増加に伴い、市全体においては32枠の増加となっております。

次に平成31年度をごらんください。中部エリアの特定教育・保育施設は平成30年度と同様でございます。中部エリアの特定地域型保育事業は、平成30年9月に小規模保育事業1施設を新規に認可させていただく予定しておりますので、平成30年度の増加と合わせて26枠増加し、前回の103枠から129枠に変更しております。

また、南部エリアにおいては、平成30年度と同様の変更となっております。その結果、中部エリア及び南部エリアの増加に伴い、市全体においては45枠の増加となっております。

量の見込みに対する確保方策は3号認定子どもゼロ歳と同様、平成30年度、31年度ともにマイナス幅は少し減少しましたが、前回と変わらず、全てのエリアにおいて不足していることになっております。

続きまして、21ページから25ページの定員の弾力化を実施した場合の数値の変更でございますが、今、御説明させていただきました変更内容と同様の変更となっておりますので、説明については省略させていただきます。

続きまして、地域子ども・子育て支援事業における、前回の会議からの変更点について御説明させていただきます。

27ページをごらんください。時間外保育事業についてでございます。平成30年度からの民間移管予定の5園において、時間外保育事業を実施する予定であることから、東部、中部、南部の3エリアで変更となっております。3エリアの②確保方策の施設数ですが、平成30年度及び平成31年度の東部で2増加し14施設、中部で2増加し12施設、南部で1増加し13施設、市全体では5増加し39施設となっております。なお、量の見込み、確保方策の人数については、当初の人数調整に基づき算出しているものとなるため、施設数の増加に伴う変更はございません。

続いて、32ページをごらんください。一時預かり事業についてでございます。まず、幼稚園における在園児ですが、こちらにおきましても、平成30年度からの民間移管予定の5園において一時預かり事業等を実施する予定となったことから、3エリアで変更が生じております。3エリアの②確保方策の施設数ですが、平成30年度及び平成31年度の東部で2増加し10施設、中部で2増加し6施設、南部で1増加し8施設、市全体では5増加し24施設となっております。

なお、量の見込み、確保方策の人数については、先ほどと同様に変更はございません。

続いて、33ページをごらんください。幼稚園の在園児以外についてですが、こちらにつきましても、民間移管予定の5園のうち3園で一時預かり事業等を実施する予定となりました。東部エリア及び中部エリアで変更が生じており、この2エリアの②確保方策の一時預かり施設数ですが、平成30年度及び平成31年度の東部で1増加し6施設、中部で1増加し5施設、南部で1増加し5施設、市全体では3増加し16施設となっております。なお、量の見込み、確保方策の人数については、同様に変更はございません。

変更点については以上となります。

中間年の見直しについての今後のスケジュールについてでございますが、子ども・子育て支援法第61条第8項に、子ども・子育て支援事業計画について変更する場合は広く市民の意見を求めるよう努めるものとする規定されていることから、平成30年2月9日から3月12日月曜の期間において、パブリックコメントを実施する予定となっております。

中間年の見直しの議題については今回が最後となりますが、会議後に数値等の変更がありました場合は委員の皆様にお知らせさせていただきますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。ちょっと膨大というか、かなりの数ですけども、何か御意見等がございましたら。

○委員 1つよろしいでしょうか。

3号認定のところ、対策ですね、今後の受け皿確保についてということ

で、市内事業者に限定しない民間事業者による保育施設設置の受付・認可ということで、全く新規でされるわけですね。民間移管あるいは統廃合でまだ施設が現実残っているのであれば、それを使って委託だけをするというふうなことは考えられないのでしょうか。全く一から建てて、子どもの数が少なくなったときにそれを壊したりとかという、かなり無駄な部分もなくなると思いますし、まだ現実に残ってる施設もあるので、再利用ということは考えていってもいいんじゃないかなとは思いますが、いかがでしょうか。

○会長 事務局、お願いします。

○事務局 今、統廃合の結果、あいた保育所、元保育所である施設とか、幼稚園である施設を使った民間園の募集ということで、そういった御質問だと思うんですけども、確かに可能性としてはあるかと思えます。ただ、建物の老朽化ぐあいとか、あとはどっちにしましても、認可園を募集し選定するという作業がありますので、そこら辺は、そういった保育所とか幼稚園だけにこだわらず、市の、市有地全体的な、含めた議論をしていく必要があるかなとは考えております。

また実際に、民間園を募集したときの来やすさと、そこら辺も。更地からやったほうがいいのかとか、あるいはそういった保育施設を使ったほうがいいのか、そこら辺のニーズの変更等もございますし、また当然ながら、民間の土地で使った保育所をつくりたいと、そういった要望もあろうかと思えますし。そういったところ、全体的に含めて検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員 これは東京の例ですけども、市が一番最初の設置の費用を負担して、幼稚園、保育園の合同の委員会をつくり、新しい法人をつくって、民間移管とかを全部受けてやってるところがあるんですね。そうなってくると当然、市とのコンタクトもありますし、予定的に、最初資金を出していただいたとしても、もう不要になった段階で、これは市のほうに戻すことができるので無駄もないと思えますし、そういうふうな形で柔軟な運営を。全く新規でぼんと建ててということになって、新しい業者が来て、建ててということになってきますと、当然その事業者が、せつかくここまでやったのにこの後

どうなるねんという問題も出てくるかと思うんですね。

少子化の問題を考えたときには、できるだけそらの施設を維持するのが、必要な施設をたくさんつくるのではなくて、吸収合併しやすいような形での運営というのはひとつあるかなとは思うんですね。その意味では、既存園が小規模に手を挙げてやってるのは、子どもが少なくなったときに本園のほうで受けて、当然本園のほうに余裕が出てきますのでね、そちらのほう畳むとかというふうなことがしやすいということで協力はしてたとは思うんですけども。そういうふうは無駄なことをやるというよりも、現実に残ってるものを使うとか。いろんな施設を更地にすると、また更地にする費用がかかります。そこへ建ててとかということ考えたときに、一番利用しやすいように、そして市と話しやすいようなことをぜひ考えていただけたらいいかなと思います。経費の節減という意味でも、そこは考えられるかなとは思います。

○会長 貴重な意見をありがとうございます。結局は、少子化は絶対進むので、全体に人口が減ってる状態なので。絶対につくったところは、絶対潰さなあかん可能性は出てきますので。弾力的運営ができる、非常に、一時的にふやすということのためにどうしたらいいかというのをまた検討していただければと思います。

ちょっと復習の意味もあって、ちょっとだけ情報を整理させていただくと、この結果というのは、要するに人口動態から割り出した結果なんですね、最初に。人口動態から割り出した結果なので、そこにいろんな、いわゆるバイアスがひっかかってくるんですね。例えば、他市との流入とか、流出とかそういう問題があって、実際のいろんな問題がありますね、それが1つと。

もう一つは、見ていただいたように、マイナス75でしたっけ、見直しのところで。見直しの数字でいきますと、25ページを見ていただくと、3号認定がマイナス75になるんですね、全体的に、直近で。恐らく30年度のことと、それ以降のことでは、時間的な余裕とかいろんな問題があるので、31年度以降のことは急がなければならないけど半年くらいの余裕か、もう少しの余裕があると思うので、直近の30年度というのはもう2カ月、2カ月ですよ。それで、そういうところで、これだけのマイナスが出てるとい

のは、ある意味、人口政策としては非常によく、市長の打ち出した政策のために人口がふえてるので、それはそれでいいことだと思うんですけど、片方でこういうことが起こってるので、これに対して、これバイアスがかかるので、1つお伺いしたいのは、1次募集の結果、今、出たはずなので、1次募集で今、状況としてはどうなんですか。よろしくお願いします。

○事務局 10月に行われました1次募集の結果でございますけれども、対前年比で言いますと39%増の2,115名。

○会長 プラス何ぼでした、それで。

○事務局 プラスの315名でございます。

○会長 前年比315名。ということは、このマイナス75が恐らく上方修正というか、マイナスが大きくなるという可能性が結構あると思います。現状、流出と流入というか、他市から来る人、他市に行く人の数というのは、大体この数年どんなもんですか。大体の数字でいいですから。正確な数字要らないですから。同じくらいなんですか、入り、出は。

事務局お願いします。

○事務局 広域利用の関連で今の御質問だと思うんですけども、守口市民が他市の施設に行っている、要は他市の施設で預かっていただいておりますのが、1号、2号、3号全て含めまして141人でございます。これは平成29年12月の数字ではございますけども141人でございます。

一方、他市の市民も守口市の施設で受け入れておりますのが、これも同じ時点で、1号、2号、3号合わせまして383人を受け入れております。このうち2号、3号で申しましたら151人とどまるんですけども、1号部分が232人ということで、圧倒的に1号のほうが多いという形で広域利用をしております。

○会長 ということは常に、言うたら、こういう言い方はあれですけど、守口市の幼稚園、保育園って、こども園は他市である程度埋まってる状態なんですね。流入のほうが多いんですね。だから、結局計算すると200ぐらい流入してる、百何ぼ流入してますよね。

○事務局 140人か150人。

○会長 三百何ぼやったから。

○事務局 先ほどと同じ話になりますけども、守口市で他市の子供を受けておりますのが383人。

○会長 383引く141。

○事務局 そのうち、2号、3号ですね、これが151人でございます。残り232人については1号という形でございます。

○会長 全体で百何人埋まってるから、結局これは、この数字の見込みは認定数。認定というか要するに、確保策の数字よりマイナス100人ぐらいは常に出るということですよ。それでいいんですか、計算上。

事務局。

○事務局 数字だけを考えますとそういった形になります。

○会長 なるんだよね。

○事務局 はい。

○会長 だから結局かなりの、マイナス75と言いながらも、それ以上の数を確保しなきゃだめやということです。

はい、委員。

○委員 先ほど先生当ててくださったときにも言いましたけど、女性が働く、就労率が上がった、子どもを預ける場所が欲しい。で、みんな3号に連れてくる。3号ではねられる。それで、3号ではねられないようにするにはつくらなあかん。つくらなあかんけど、つくったところで子どもが減っていったらどうするねんという問題と、保育士先生の不足が今、物すごく大きくなってますよね、それがどうなるのかということ。それから、先ほどおっしゃった、他市からの流入。これ、これが続くとは限らない。他市も頑張ってます、今。だからここは、もう一発目にゼロからただやと言うたんで、今おじいちゃんどこに籍を置いたりして来てはる人あるんですけど、これがね、変わってくる、変化。

だから、先生がさっき、私すごくそのときに思ったんですよ、そんな簡単に計算どおりうまくいくわけではない。

○会長 ないです、うん。

○委員 そのどこなんですよ。だから、今おっしゃってる話で、お金をかけて、税金かけて新しいのつくった。先生足らへん、やっつけていかれへんとい

うことになっていったらこれどうなるのかなっていうのが、そこが一番私の苦しんでるところで。

今のところ、私とこは幼稚園なんで、大阪市と守口市で半分半分なんで、土地は、守口の土地いっぱいあるんです。で、建てていいのかなという思いもすごくある。それは何でかと言ったら、子どもが減っていくかもしれない。それをどういうふうこれから、先生がさっき廃案にすることも必要なのかなって、根本はそこなんです。他市も頑張ってる。だからそのとこ一体、これだけの、31年までの計算で、この32年、33年とどう続くのかは、もう見通しが私たち立たないんです、正直。

○会長 立たないと思います。政府の無償化が始まりますからね。

○委員 そうなんです。

○会長 だから、物すごく一時的な増加やと思いますけど。

○委員 そうです。

○会長 だから、逆に言うと、今の守口市の事業者さんにその負担をかけるのは、非常にある意味で、ハードウェアの投資をしろというのは難しいと思います。どう思いますか、民間としては。やっぱりハードウェアの投資って無理でしょう。

○委員 そうですね。こども園になって民間移管を受けたところも、既存園も、建物をここ数年の間にほとんど改修させていただいたんですね。ところが、基準で建てると自分たちが思っていた保育ができないからということで、ほかのところで借り入れをして、例えば廊下の幅を1メートル広げるとか、ホールをしっかりとるとか、子どもたちがどっと集まって、園庭から帰ってきたとき混雑しないようにというふうにすると、その分はそれぞれの施設が負担をしないとだめなんです。その状況で、借り入れが大体1億から2億を各園持ってて、なおかつ、新規のために建物をとか、あるいは小規模を一から建てて受けてくれということになってくると、できるところは若干ありますけれども、それはもう皆さん協力はしてもらってるんですけども、うちなんかはもうちょっと無理というような形に。

○会長 それが正直やと思いますね。だから、財政的には難しいと思いますね。だから、その辺の問題もあるので。根本的に恐らく、普通こども園の定

員ってどのぐらいですか、1園。皆さんの事業所でいけば。

○委員 今、改修したときに必ず定員を増してますので、市の要望があつて増はしてるんですけども、平均までちょっと覚えてないですけども、大体100から多いところは200。

○会長 平均で100ちょっとぐらいですかね。

○委員 100は超えてると思います。

○会長 100は超えてる。でも、恐らく31年度には、2園か3園必要なんですよね。

○委員 そうですね。

○会長 計算上。

○委員 はい。

○会長 全体的に、過不足分。この数字に流入分が係ってくれば、下手すると3園でもつかという問題も出てくるので、その辺の計算をしてどうするかという問題になってくるんですけど。

○委員 それとちょっとお聞きしたいんだけど、この弾力化というの、参考資料で上げられた理由と、その率をどれぐらいで見ておられてるのかちょっと教えていただけますか。

○会長 弾力化の運営という数字の出し方をお願いできますか。これは現状なんかな。事務局お願いします。

○事務局 この参考というので、定員の弾力化を反映した場合をちょっとつくらせていただいたんですけども、これについては、今現状の受け入れの体制から導き出してる数字でありまして。

それともう一つある最初の定員ですね、15ページから載せてる。こちらの定員については利用定員ベースでつくらせていただいています。ただ、各園さんが設定していただいている利用定員というのと、実際に受け入れている実員というところを考えたときに多少ずれというのがあります。これはちょっと、定員ベースでいきますとマイナスの幅が非常に大きくなりますので、実際の運用というので考えた場合という定員も載せたほうがいいということを考えまして、載せさせていただいております。

以上でございます。

○会長 この弾力的運営の現状というのは、いつ時点の現状でなってるんですか。

○事務局 これが平成29年の10月時点。

○会長 10月時点。

○事務局 はい。実際に入っている人数から、ちょっと私のほうで導かせていただいた数字でございます。

○委員 これは、このまま同じだけの先生がその施設にいたとして、今現在受けられてる人数の状況にあわせて弾力的に受けてるのはこの数字だから、これぐらいは受けられるでしょうという見込みですよ。ところが、ここには退職する先生の数は入ってないですし、その先生の補充のための採用はどれぐらいかということはないんです。

今現在、11月に聞いたところで、定員の先生の採用ができてるかというのが、半分ちょっとです。その状況の中でこれを出されたときに、どうなんやろなと正直思ったのが1つあります。

○会長 ごもつともです。

○委員 先生の採用ができる、できないというのは、すごく子どもに反映してくることなので、例えば今の状態ですと、5人採用と出したときに、うちが3回採用試験をやって3人しか来ないですね。あと2人は友達誰かいないかみたいなことで、やめたいと言ってる先生を、じゃあ1回うち見学に来て、来てくれるかなみたいな形で声をかけてやっとなんかなるかなということなんです。きょうは連絡が1人あって、それで何とかなるかなという、そういう状況の中でこれがいけるかというのは疑問です。

じゃあ、応募したいという人が来れば、ありがとうございますと誰でも受けないとだめという状況になってるんですね。そうなってくると、保育の質の問題がかなり大きく出てくるので、前の会議のときにも先生を含め保育の質の話はいつさせてもらえるんやということをおっしゃっていただきましたけど、そこらはやっぱり、丁寧に考える場をぜひこの会議の中でもっていただけたらなと思います。

今、幼稚園、保育園、こども園が1本化されてます、教育内容については。それは、子どもたちが主体的に遊ぶことの中で学んでることをしっかりさせ

てください。それが小学校に上がったときに、自分たちが主体的に、いろいろな教科にかかわって学んでいくという姿を育てることになりますとされてるんですけども、その状況がつくりにくい。子どもが多くて先生が少なければ、当然、管理的に子どもを動かさないとだめなので、言うことを聞けになってしまうという問題があります。そこらはやっぱり、これから先、考えていかないといけないことじゃないかなと思います。

○会長　　ということですが、ちょっと話をもとに戻しますけど、この直近の4月をどうするかということで、今お話があった人材確保の問題もありますし、実際、市としては4月に向けて、恐らく100ぐらい、100以上待機児童が出る可能性が出てくる現状で、待機児童対策としてどういうふうに考えてるかというのをちょっと、考えを聞かせていただければ。

○事務局　　4月に向けて待機児童の対策という形で今考えておりますのが、先ほどもありましたけれども、今このお願いはしている、現段階でお願いしているんですけども、1号枠ですね。1号枠で定数が余れば、その余った枠をできたら2号、3号のほうに振りかえていただきたいという形で認定こども園さんとか、今現在お願いしている最中がございますし、また学校法人立の認定こども園さんのほうに、具体的に人数、何人ぐらい受けていただけるかという今アンケート調査をさせていただいております。

それと、先ほどの話とも絡むと思うんですけども、待機児童対策に係る分ですけども、うちのこれは議会の承認をもらってから執行という形にはなるんですけども、待機児童対策に係る補助金の見直しという形で、今現在、認定こども園会さん等と協議しておりますので、そういった、例えばですけども、保育士さんの宿舍借り上げの補助とかですね、そういったメニューで保育士の確保をあれしていきたいという。確保して、待機児童を減らしていきたいと思っております。

また、これは30年4月からの入所のことになりますけども、制度上、今回、求職活動中の方も簡単に申し込みという形ではできるんですけども、30年4月からに向けまして、守口市は一定、ルールを厳し目に設定いたしまして、求職で入園された方につきましては、一定の期間以内に就職してほしいというような旨の説明をした上で今現在申し込んでいただいておりますの

で、一定の期間が過ぎてなおかつまだ求職活動中という場合は、例えば2号の方でしたら1号に振りかえていただきますし、3号の方でしたら退園という措置もいたし方ないかなという形で今考えております。

待機児童対策については、保育士の確保等が、先ほども言いました、1号から2号への振り分け等で今現在取り組んでおるところでございますので、よろしくをお願いします。

○会長     という御意見ですが、どうですか。

○委員     ただ、今、これから補助金出されますということを決めていただいても、正直、求職にはすぐ結びつかない。学校さんに問い合わせ入れると、もう既に決まってるということが多いので。

○会長     もうちょっと早くしてほしい。

○委員     もっと早くですね。はい。

○会長     事務局。

○事務局   ごめんなさい、あと一つだけちょっと補足させていただきたいんですけれども、待機児童対策のために保育士さんの確保は必須条件でございますので、本守口市におきましては、保育士さんが守口市の認可園等でお勤めになれる場合は、その子どもさんについては利用調整を経ず優先的に入所していただくという形の制度も、恐らく北河内では守口が一番最初につくった制度かと思っておりますので、こういう面についても保育士の確保していただいて、待機児童を一人でも減らしていくという形で取り組んでます。若干、補足させていただきます。

○委員     済みません。今、守口市でって、言われましたが、ほかの市でもやってらっしゃいます。そこの市も、自市に勤めるという前提なんですね。でも現実には、例えば守口に住んでて守口の保育園に勤めながら、守口に子どもを預ける人というのはそんなに多くなくて、他市に預けるとか。あるいは他市に住んでて守口で働いてらっしゃる方のほうが、実は比率は大きいと思うんです。とすると、他市で働いている方も、その市で預けられるようにポイントを付けるというのを、ぜひ守口という限定じゃなくて、他市と協働して、保育士に復帰するのであれば優先させてあげてくださいというのを、近隣の市ときっちり話し合っていてやっていただくほうが復帰という意味で

は効果は大きいと思います。

○会長 確かにそうやと思います。その辺はどうですか、北河内というか、そういう広域でやれますか。

○事務局 待機児童対策につきましては来年度以降、都道府県レベルで協議会設置の話もありますし、そういう場でそういった問題提起したいと思っております。ただし現状、市町村ごとに待機児童の数の公表があり、公表されるに当たっては、自市をちょっと優先してしまっておるんですけども、そういった問題点は、そういった場でもありますし、近隣市とも調整して、お互い協力的に待機児童対策努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い致します。

○会長 でも、結局4月には間に合わない。

○委員 いいですか。

今おっしゃってることを聞いてまして、私、思うんですけどね、うちでも経験あるんですけど、他市のシステムと、ここのシステム、守口のシステムはちょっと違う。違う場合に、守口からこちらに、市に言っていただいて、こちらに電話がかかるというのに、すごい暇がかかったりとか。システムが違うというのは私らにも困るんですけど、親御さんも困ってはるんですね。だから、全くシステムが一緒やったらいいんですけど。まあそら、全部一緒にすぐにせえと言っても、それは無理だと思うんです。でも、そこに時間がかかって、補助金関係にも問題が差しさわってきたら、誰が責任とるねんということになってくるからね。その辺もすごく難しいなって、私は実際に、このたび経験しました。だからそういうことも、守口も経験、苦労しておられると思うんですけど。難しいです。

○会長 そしたら来年度の、府レベルの協議会が起これば、その辺で調整していただくしかないと思うので。

○委員 うん、ほんとに。

○会長 今、事務局のほうから提案が幾つかありましたけど、それが例えば1号の振り分けというか。実際どのくらいの効果があると思われますか、感触として。皆さん方はどう思いますか。

○委員 弾力化運用で20%までは多分協力はできると思うんです。それを

超えてしまうと、何年かすると、定員がそこまでふえてしまいますので、受け入れが難しくなる。例えば、幼稚園からこども園に移行したところだと1号が中心ですよ。

○会長　　そうですね。

○委員　　その枠がどんどん狭まってきて、地域を越えて、市を越えて利用できる、うちの保育がいいからって来てはる人の利用の枠を減らしていくという形になってしまいます。それは、私らとしては、自分とこの保育を自信持ってやってるのに、それを認めてもらえないという形をどんどん自分たちでつくっていくということになって、ちょっとしんどいなとは思っています。

それと守口の場合、1号がすごく費用が安くて、無償化したときに1号から2号に多くの人が変わられました。これが結局、この2号の数がふえてるというベースになってるんですね。だから、1号と2号が、いつも言ってるんですけども、給食費と預かり保育を市の補助があって、使い方によって1号のほうが安くなる、あるいは2号のほうが安くなるという状況であれば、1号に変わってもらえませんかと言っても、1号でもオーケーと言ってくれはると思うんです。しかし、今みたいに、別途1万5,000円ぐらい費用が必要なんで、1号になってくださいと言ったも、絶対移らないと思うので、そこらもこれから先考えていってほしいなとは思っています。

○会長　　その辺また考慮ください。なかなか、直近の対策として結局打てるものがそんなにないというのが現状だと思うので、今後どうするかということで、事務局どうします。この直近の4月に対して。

○事務局　　申しわけございません、今、計画の中で、3号ゼロ歳、また1歳、2歳の部分で、計画の需要量に見込みまして、確保策のほうが若干不足しておるというような状況であります。ただ、今も現状取り扱いをさせていただいてる、進めさせていただいてるんですけども、3号の部分につきましては、小規模事業所ですけども、今現在、小規模事業所が新たに2園、先ほど報告させていただきました形での実施。また、来年度に入りましたら、新たに1園が新設されるというような予定になってございます。今も引き続き小規模の募集をかけさせていただいているところでございます。

また、それとあわせまして、先ほど郵橋委員ですとか河田委員からもおっ

しゃられました3歳、4歳、5歳の部分についても、やはり粹的な心配が見込まれるというところがございます。そういった部分については、今現状、本市におきましては、既存の施設という部分での活用というのは、施設の老朽化に伴う再編整備を進めてきた成果をもって、新たな子育て世帯を支援という形で無償化を実施させていただいた部分もでございます。そういった観点から、新たな地域なりを含めまして、民営の施設の募集というものも引き続き我々としては検討させていただきたいと考えてございます。

それと、1つは粹を確保するというか、新たなものをつくっていくというのも大事な部分ではありますけれども、先ほどからおっしゃられてます、いろいろ制度上の見直しの中で、事務的にも、先ほどございました求職活動の精査でございますとか、また育児休業中の保護者の方々への精査ですとか、その中にまた、育児休業がこの10月、昨年10月から、2歳までとっていただけるという形になっております。そういった育児休業の活用も十分に配慮していただいた中で、我々としては待機児童の対策を立てていきたいというふうに考えてございます。

またもう一点、これも4月すぐにとということではないんですけども、今現在ちょっと模索しております、府との協働提案における待機児童の解消策というものを、府と協働で国のほうにも提案させていただきたいというふうにも考えてございます。

そういった部分で、今現状すぐにとということではなかなか、小規模事業所での対応ということになりますけれども、引き続きそういった事務の精査も含めて、必要な方に必要な保育、また幼児教育をというような観点から事務の精査もさせていただきたいというふうに考えてございます。

○会長 何かほかに御意見ありますか。市民委員の方々も。だからマイナス100ぐらいになるんですけど。

○事務局 はい、ちょっとだけ。

先ほどの答弁ですけれども、訂正をさせていただきたいと思います。25ページのマイナス75。ここに保育・幼稚園課が申し上げました、守口市から他市へ行っている子どもと、他市から守口市に来てる子ども。この差で、受け入れが多い粹が上乘せされるという話だったんですけども、まず、2

5ページのマイナス75なんですけれども、3号認定の1・2歳の数字になります。

○会長 数字です。

○事務局 保育・幼稚園課が申しあげましたのが、1号、2号、3号全て含めた数字になってきます。今、手持ちでありますのが2・3号という区分の数字になっておまして、こちらが、守口市から他市へ越境通園しているのが、2・3号で言いますと101名です。他市から守口市に来られてる方、これが151名です。2・3号の子どもで、受け入れ数が50多いという形になっております。この50多い数は、数字だけ見れば枠の不足要因にはなるんですけど、マイナス75にストレートに影響するのではなくて、2・3号全体に影響するという。

○会長 2・3号全体だから、でも、最大50は影響する可能性はあるということでしょう。

会長からちょっとお願いですけど、次3月ぐらいかな、次の会議が3月かぐらいなんですけど、恐らく、直近のやつってなかなか難しいと思うので、来年度以降、根本的に市として待機児童に対してどういうことをするかというのを、市としてどう考えてるのかちょっとまとめてもらえませんか。でないと、この数字を見れば、31年度はそれプラスアルファまだ待機児童が出ると思われる数字になってしまうので、そういう意味では根本的にどうするか、小手先でなくどうするかということ、きちっと今、いろんな委員の方々から、委員とかから言われてたそういうことも含めて、どうするかというのをちょっと言っていたらいいと思うので、恐らく来年度の中ほどでそれやってたら間に合わないはずなんで。できるだけ早目にそれを、どういうふうな路線でいくのかということを示していただいたほうがいいと思うので、その辺、事務局、よろしくお願いします。

○事務局 今、御議論いただきまして、会長のほうからもございました、3月という時期ではございますけれども、その時期の若干募集の状況また児童数の状況も見た中で、3月にというのはなかなか難しい部分がありますけれども、ただ新年度入って早々には、我々としてもその方向性、31年度に向けた取り組みの状況というものをやっぱり検討して、進めてまいりたいと考

えてございますので、そういった時期のときに、我々として一定御報告をさせていただきますと思います。よろしくお願ひいたします。

○会長 市民委員の方、何か意見ありますか。このマイナス、かなりの数字が出ますけど。

○委員 いいですか。男女共同参画で今、私お勉強してるんですけど、6、7のところで、女性の就業率の上昇に伴う支給認定割合の補正についてということ、今、出産が45歳ぐらいまで平気のできる時代なので、みんな産んでくださるんですけど、結婚が遅くて、仕事もずっとキャリアができてきた。だけど、皆さん、たくさん子供は要らないというふうに思っられてるんですね。その減っていく、少子化の減っていく1つの要因に、女性が遅く結婚して子供を産まないということが入ってきたら、これは、まだもう一つあれが、ペースが早くダウンするだろうということが見込まれるわけです。それは、多分ここには余り入ってないと思うんですね。そのところ、すごく難しいとこだなど。

○会長 ただ、何年間で一時的な増加というのを見込むかというのは非常に難しいと思うんです。

○委員 難しいです。

○会長 だからその辺の問題があるので。

○事務局 子ども・子育て支援事業計画ですけれども、5年ごとに策定することになっております。長期的に見れば委員がおっしゃるように、子どもがどんどん減っていくというトレンドにはあるかと思ひますけれども、その都度、その都度、5年ごとに見直しをかけていきますので、そのときの人口動態を見ながらきっちり量の見込み、確保方策を考えていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○委員 先ほどの発言にちょっと追加させていただいてよろしいでしょうか。先ほどちょっと幼稚園を、あるいはこども園は、子どもたちの主体的な活動の中で学んだものを積み上げていくというのが、今度、教育要領変わるんですよ、これいわば法律ですのでそれからやることになるんですけども、30年に学習指導要領が変わります。その中では先ほど言った、幼稚園とかでそういうふうに学んできたことを積み上げていくような引き継ぎをしてくだ

さいということになってきます。そのキーワードが、多分皆さん御存じだと思うのですが、アクティブラーニングなんですね。積極的に、自分たちが考えてることを友達同士と話し合ったり、先生と話し合ったりしていく中で、自分の考えをまとめていくという行動が必要になるんですけれども、乳幼児期にそれを経験してないと、先生に指示されたことしかできない子というのは、言うことすらできない。その発言をやっぱり育てておかないと、小学校につながっていかない。小学校に入ってからその発言をするようにということになってくると、少しずつおくれる。守口の学力低下にもつながるといこともちょっと考えておいて、施策は考えていただきたいというのが1つ。

それと、無償化になってますけれども、無償化は結局、施設にとっては何もないんですね。保護者の方は無償化で保育料がただになっていいですけども、施設にとっては何もない政策なので、それを支える動きをやっぱり市としてやっていただかないと、私たちとしては補助金が、これまでの実際の公定価格プラス補助金が運営費になります。その補助金を削られてしまうと、かなりきつい。今まで出来ていたのと、同じような内容の保育が補助金カットでできないということも現実にはあるということも、もう一度改めて言わせていただきたいと思います。

○会長 そのアクティブラーニングをするとすると、幼稚園教諭とかそういう人たちは、逆に言うことができるんですか。

○委員 幼稚園の先生ですか。

○会長 うん。

○委員 子どもたちが、実際いろんな遊んでる中で、これおもしろいねとか、次これどうすんのかとか聞くことで、どの遊びをどう展開するかとか考えますよね。それも1つです、自分の中での学び。それと、友達を、おまえおもしろい、どないしたんと言って、友達のやってることを聞いて自分のものに取り込んでいく。聞かれたほうは、自分が考えていることをちゃんと説明しないつたわらないので、中途半端なままじゃなくて、頭の中でもう一度整理して声に出していくというふうなことが、当然、頭の中で起こってるわけですね。その活動をやっぱりできる場として、いろんなものをさわって遊ぶとか。

○会長　　じゃなくて、教える側がそういうアクティブラーニングの、教えるという教育を受けてないと思うんですよ。

○委員　　今までの。

○会長　　うん。だから、逆に言うと、保育士さんとか幼稚園教諭の人たちの研修をしないとだめだと。だから、逆に言うと、市としてその研修の場を、することをサポートしないとだめなんです。

○委員　　そうです。

○会長　　去年、おとしぐらいに養育のことやりましたけど、だから逆に言うと、それと同じようなことを、また市としてやるかどうかですよ。

○委員　　それは6月の会議のときに、実績の中で、こういうふうにしてやりました。やりましたじゃなくて、それを、次のことを考えてどう展開するかという回答をお願いしたんだけど、回答が出ないままだったのですよね。

○会長　　だから、その辺はまた宿題として考えてください。事務局、お願いします。だから、指導要領の変革に係る、幼稚園教諭、保育士の再教育をどうするかということ。

○委員　　免許更新がありますのでね。今すごく勉強してるとは思うんですけど、やっぱり今おっしゃったように、園長先生方みんな集まったら、急に言われて、こんないかれへんわ。時間の制約もある、お金もないって、こうなってくるわけです。

○会長　　いつものパターンですね。

○委員　　だから、そこのこと。先生がサポートとおっしゃる言葉。やっぱり質の向上がないと、子どもたちは育たないわけですよ。

○会長　　委員、何かありますか。

○委員　　アクティブラーニングというか、新学習指導要領に関連したことですけども、アクティブラーニングという言葉が先に先行してしまったので、今はちょっとそういう言い方、文科省はちょっとトーンを下げている、キーワードとしては、主体的・対話的で深い学びということによって、アクティブラーニングというのはそういう学びの中の1つの形態だということなんですけども。

いずれにしても、向こう10年を見越したときに、予測不可能な時代に生

きていく子どもたちにどういう力をつけさせるかということ、幼稚園段階からもやっていって、つないでいきましょうという形になっていて。そういうざくっとした説明は今、文科省がさんざんやってくれてるんですけども、一つ一つどういうふうなことをやっていくかとか、どんな学び方をしていくかとか、どういう浸透させていくかというのは、今それぞれの教育の段階でとか、それぞれの市の段階で考えていっていると思うので、ぜひそういうところは教育委員会さんとも連携しながら、学び方について、どんなふうに小学校と幼稚園をつないでいくかというか、幼稚園段階と小学校をどうつないでいくかというところは、ぜひ考えていただけたらなというふうに思います。

○会長 よろしいでしょうか。何か4月直近の対策として、何かアイデアがあれば。ほかにないですか。委員ないですか。

○委員 難しいです。思いつかないです。

○会長 事務局、お願いですけど、ちょっと教えてください。募集って今1次ですよ。募集って3次までありますよね。その、今後の予定って今どういうふうになってるんですか。

○事務局 今現在、2次募集をさせていただいております、2月1日から2月7日が2次の申請受け付けさせていただいております。この後の予定ですけど、3月の5日から9日だったと思いますけれども、そこで3次の申請の受け付けをさせていただく予定でございます。

○会長 変な質問ですけど、2次でいっぱいいっぱいになったらどうするんですか。

○事務局 3次の受け付けですけども、また2次同様、施設さんのほうも受け入れ枠ありますかと照会もさせていただきまして、空き枠があれば3次の受け付けをいただくということです。

○会長 それは市民には知らせてるんですか。

○事務局 周知はさせていただいております。

○会長 なかなか難しいですね。だから、急に100人ぐらいの枠を、70とか枠をつくれというのは、なかなか難しいと思うので。

○委員 だから、経験のある保育者が復活してきてくれるのが、一番やり方としては手っ取り早いと思うんですね。

○会長 掘り起こしですね。

○委員 掘り起こしのね。そういう意味ではさっきの提案も1つだと思っ  
てですけども。

あと、年度途中の採用についての支援も何かしていただいたら。国基準で  
の処遇改善の分には、その都度、変更を連絡してとってますけれども、そ  
れはあくまでも国が出してる分で、市が何ぼかは出してますけど。そこら  
がやっぱり、年度途中の採用でいけるのかなというのがしんどいのはありま  
すね。

○会長 だから、こういう事態になったら、年度途中で何かせざるを得ん  
と思っんですけど。その辺はどうなんですか。年度途中で何かするとい  
うことは、どうしてもこういう事業というのは年間契約というか、年度区  
切りになってしまうんですけど、年度途中というのは、事務局どうです  
か。弾力的な。

○事務局 先ほどちょっとお話をさせていただいたんですけども、今現在  
でも小規模事業所の募集をかけさせていただいておりますので、事業所さん  
のほうでなされるというような形が、私どものほう、こども政策課のほう  
を通じて状況が整いましたときには、先ほども1園は来年9月から実施され  
るということで一定、御報告、予定されておりますので。そういった形で、  
年度途中であっても、逐次、私どものほうといたしましては、開設の準備  
に向けて努力させていただきたいというふうに考えております。

○会長 保育士確保とかそういうので、年度途中というのはどうなんですか。

○事務局 なかなか年度途中での保育士確保というのは非常に難しい部分  
であろうと思います。ただ、先ほど申しあげました、守口での保育施設に  
勤務いただく、従事していただきましたらば、子どもさんがいらっしゃ  
るという御家庭におかれましては優先的に、守口の場合は、選考をかけ  
ないで入所、待機児童入っていただくというような形の対応もとらせて  
いただけるというふうに考えておりますので、そういった形で少しでも  
そういった部分を、啓発、アピール、PRしていきたいというふうに考  
えております。

○委員 保育士のポイントはつけるというのが実は、これうちの先生の  
例ですけども、守口で働いてる。で、もう片方の奥さんは、四條畷かど  
っかで働いてるんですね。ところが住んでるのは大東なので、どれにも  
ひっかから

ない。旦那さんのほうは正職で今、動いてますけど、奥さんのほうはパートでしか動けないというふうな状態になってまして。もしこれが、ちゃんと、きっちり預けられるのであれば戻れるのになというのを言ってます。そういう状況が結構多いということですよね。

○委員　　ここの電光掲示板にも、パート保育士募集とかっていうのが出てますよね。ああいうのをうちの職員なんかが見て、守口市も大変なんですねと言ってる、人ごとみたいに言ってるんですけど。親ががんになったから、手術決まったから、ちょっとお休みさせてくださいなんて言うと、うちはすぐまたパートを雇わなあかんわけですよ。だから大目に雇って、最初から。大目に雇って、すごくこちらが管理をしていかないけない。何かあったときの危機管理。だけど、お金は勝手に出ていくんですね。ここんところが物すごい難しいという。

だから、どの先生もそうですけど、市側も同じやと思うんです、それを維持していくということがね。子どもは減っていく、先生はたくさん雇っとかなあかん、お金は全然ふえないというのが幼稚園で。保育園側は、かつて、ずっと厚労省からたくさんもらっておられるので余裕はあると思うんですけど、幼稚園、主体的な幼稚園だけでやってきたものにとっては、文科省しかお金もらえないんでね、大変です。

○会長　　そしたら、何かありますか。何かちょっと。委員何かありますか。

○委員　　ちょっと周りで、保育士の資格を持っていて、復帰したいな、でもちょっとまだパートでしか無理だなという方がいるんですけど、なぜかといったら、やっぱり、子どもの預けてる時間内で。うちと同じように小さいお子さんがいるんですけど、やっぱり子どもを預ける朝から夕方4時半ぐらいまでで保育士の仕事を探すとすると、近場でその時間で雇ってもらえるところがなかなか難しかったり、そういった声もあるので、その辺がちょっと。保育士不足に、掘り起こしという。ごめんなさい。まだ、これから募集をかけると、その辺を何か対策してもらえたら何かできるんじゃないかなというふうに思います。

○会長　　それこそ、ほんとはそういう人たちにアンケート調査なりして、どういうニーズがあるかというのを聞いたほうが、ほんまはいいと思うんです

けど、なかなかそれはしませんよね。事務局してませんよね、恐らく。だから、働きやすい環境とは一体何なのか。市が考えてるのと恐らく保育士さんとか幼稚園教諭の人たちが考えてるのと、ギャップがあると思うんですよね。その辺を、だから実際問題、パートとかそんなんでも働きやすい環境をつかってあげることがいいと思うんですけど。その辺、何か案ありますか。

○委員 案かどうかわからないですけども、幼稚園の団体のほうでやってるのは、子どもを真ん中に置いて生活を考えましょうというキャンペーンをやっています。だから、子どもにとって無理のないような働き方。働きながら子どもを育てるじゃなくて、子どもを育てながら働けるというふうな社会になってほしいなということで、そういうキャンペーンをしてるんですね。

児童クラブのときも言いましたけど、働く時間帯が児童クラブなんかは全く逆なんですね。小学校に行ってる子どもたちが帰ってる時間、帰ってくる時間に働きに行って、親がいないということになってくると、やっぱり働ける方が限定されてくる。それと一緒に、幼稚園、保育園も、早い時間に来る子どももいます。例えば、7時に1人でも来ると、7時には必ず先生2人いないとだめという状況で勤務を組んでいきますから、それに対応できる若い先生だけにその勤務をとということになってくると、当然、中で、私だけがという話になってきますし。後ろは後ろで、8時までということになってくると、1人でも残っていると、2人。下手をすると、事務も残って3人が残っているという、そのシフトの問題があるんですね。そうしますと、配置基準で、子どもの人数だけで割られてしまうと、そこが埋まらない。そこを、それぞれ先生がカバーし合うという状況で動いてるというのが今の現状です。

だから、プレミアムフライデーといって、あれは、私は最低の政策とは思いますが。ちょっと仕事を早く終わってゆっくりして帰ってきはったらいいですやん、それぐらいの時間つくったら、と言うんだったら、それやったら早う帰るような政策をとってくれと言いたいぐらいです。

結局、それを受けるがために、少ない人数の子どものためにかかっている時間の、保育者の労働というのを考えてほしいなとは思っています。

○会長 その辺を、だから。パート勤務ができる、そういう形の目線でどうするかというのは、ちょっと考えていただいて。それが保育士確保の一步だ

と思うので、その辺またお願いします。

○委員　でも、守口市だけそんなこと言っても、国自体が、衆議院議員、114カ国のうち100人しか人数が、女、要らない、いないという。そういう日本の議員制度もそうですけど、女が意見言っても通らない。働けと言ったら、女は責任強いんです、努力家なんです。だからやっぱり2つほど、仕事と持ったら、仕事に頑張ってぼろぼろになって帰ってくる。産休で、先生になって行きはったお母さんが、今までは、きっちり6時に迎えに来てはったのに、産休に行きはった途端に7時前まで帰ってきはれへん。電話が入って、まだ子どものことで帰れないんですと言われたら、私らは、今おっしやった、3人待ってるんですね。だから、ほんとにそういう意味では、ちょっとこの日本考えなあかんの違うという時期に来てると思います。

○会長　それは、言うたら悪いけど、守口市ひとつの問題ではないので。

○委員　ないんです。

○会長　だから、守口市としてどんなことができるかというのを考えていただいたほうが。

○委員　そうです。

○委員　だから、市としても働き方のキャンペーンは、市としてもできると思います。

○会長　してます。どこでもしてます。

○委員　それとやっぱり、働いてる時間の組み合わせをうまく考えていくとしても、やっぱり人数がいないとそこはクリアできないので、配置基準とか、法定価格でこれだけの人数出てるやんと言われてしまうとしんどいという話です。そこらはぜひわかっと思っていただきたいなど。

○会長　何かほかにあります。非常に厳しい、絶対に4月1日に待機児童かなり出ます。だから、そういう状況ですけど。そういう状況で、それはある意味では、待機児童が出るのは織り込み済みになるかもわからないですけど、要するに人口政策としては、市長の政策としては、人口がふえていくということで、ある意味ではいいことだと思うんですね。だから、その待機児童が出るということと、人口政策とをリンクして考えるのは余りよくないと思うんですけど、とりあえず、だから人口がふえていくので、ある意味ではいい

と思うんですけど。そういう意味で、また別途に、待機児童は待機児童対策として何か考えないとだめと思うので、その辺をまた、市としてどうするかというのを、根本的に。直近のやつは直近のやつ。それで31年度以降どうするか。恐らく保育園、幼稚園を2つか3つにつくらないと間に合わないくらい、1次的にはなるはずなんで、その辺を含めてどうするかということを考えていただければと思うんですけど。早急に結果を出さないと、結論を出さないと、31年度、間に合わないと思いますので、その辺よろしく願いいたします。何か御意見ありますか。ちょっと。

なければ、一応予定をしておりました会議のほうはこれで終わります。そしたら最後ちょっと、事務局から事務連絡を。

**○事務局** 次回の会議についてでございますが、3月上旬に第1回認可部会と合わせて行わせていただく予定としております。今年度は次回が最後の会議となります。開催の順番ですが、まず認可部会を開始し、続いて子ども・子育て会議を開始する予定です。第1回認可部会の議題についてですが、平成30年4月1日から新規認可させていただく予定の小規模事業所、2施設についての審議を予定させていただいております。

また、第22回守口市子ども・子育て会議の議題についてですが、1つ目が平成30年4月1日づけの特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認にかかわる利用定員の新たな設定に関しての意見聴取について。2つ目が昨年度に開催しました、保育・療育検討部会から本会に答申のあった、守口市の養育に関する提言書について平成29年度の進捗状況の報告を予定しております。

なお、議題については追加、変更させていただく可能性がございますので、あらかじめ御了承ください。

事務連絡につきましては以上でございます。

**○会長** そしたら、きょうは比較的早く終わったんですけども、どうしようもないことが多いので。

**○委員** 資料を先にもらってたら、資料を先に読んで、ここはこれなんだ。それで分からなかったところは先ほどみたいに先に聞いて、あ、ごめん、私の思い違いとかいうことを確認できるんですけども。当日にこれぐらいの資

料出てきて、ずっと見てたら、数字違うやんという話になって、前回ほんとに混乱させてしまって済みません。でも、今回みたいに、ぜひ必ず資料は早い目をお願いいたします。

○会長 活発な議論をしていただけたらいいと思うんです。でも、今回はどうしようもないことが結構あるので。だから、31年度はこういうことがないようにお願いいたします。対策をきちっと、でないと、2年続けて大幅な待機児童というのは避けるべきだと思いますので、よろしくをお願いいたします。そしたら解散させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

◇ 午後4時00分 閉会

~~~~~